



マイナンバー制度のポイント

マイナンバーは、安心・安全な仕組みで各行政機関が管理する個人の情報をつなぐ役目を果たします。これによって、国や地方公共団体等での情報連携がスムーズになり、さまざまなメリットが期待できます。 **問** 情報推進課・内線3200

マイナンバー制度のメリット

利便性の向上

社会保障サービスなどの申請時に、今まで添付していた住民票や税の証明書などの提出が不要になります。

公平・公正な社会の実現

より正確な情報が得られるため、不正受給などを防止するとともに、きめ細かな支援を行うことができます。

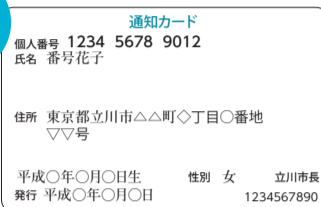
行政の効率化

個人情報の照合や入力などに要している時間や労力が削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

2種類のカードが発行されます 大切に保管してください

通知カード

全員に
郵送



マイナンバーをお知らせする紙製のカードです。住民票の住所地に簡易書留で届きます(市内は10月末から発送予定)。

個人番号カード

申請者の
のみ



申請により取得できる顔写真・ICチップ付きのカードで、身分証明書として利用することができます。

DV被害等で住民票を移せないやむを得ない理由があり、通知カードを受け取ることができない場合は9月25日(金)までの申請が必要です。くわしくは住民票がある市区町村にお問い合わせください。 **問** 市民課・内線1360

マイナンバーを利用する場面

マイナンバーの利用は、マイナンバー法で定められた社会保障・税・災害対策分野の行政手続きに限られ、それ以外でのマイナンバーの収集・保管は禁止されています。

社会保障や税の手続きを行うため、勤務先、証券会社、保険会社などからもマイナンバーの提供を求められることがあります。

社会保障

年金、健康保険、介護保険、雇用保険、生活保護、児童手当、その他福祉分野の給付など



税務

税務に関する申告、届け出など(税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書、都・市に提出する申告書、給与支払報告書など)



災害対策

被災者生活再建支援金の給付、被災者台帳の作成など



- 民間事業者も、社会保障、源泉徴収事務などのマイナンバー法で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱うことになります。
- 10月から法人には13ケタの法人番号が指定され、登記上の所在地に通知されます。

制度実施の流れ

平成27年10月から

通知カードを住民票の住所地へ送付開始(市内は10月末から発送予定)

平成28年1月から

- 社会保障・税・災害対策の手続きで、マイナンバーの利用が開始
- 申請者に、個人番号カードを交付

平成29年1月から

国の行政機関の間で、情報連携を開始

平成29年7月から

地方公共団体等も含めた、情報連携を開始

マイナンバーを安全に利用するための取り組み

マイナンバー、およびマイナンバーを含む個人情報(特定個人情報)の取り扱いに当たっては、十分な保護措置を講じ、不正利用や情報漏えいの防止に努めます。

制度面における保護措置

- ◆ マイナンバー法に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管は行いません。
- ◆ マイナンバーを取得する際には、成りすましを防止するために本人確認を行います。
- ◆ マイナンバー法に違反する行為には、刑事罰が科せられることがあります。

システム面における保護措置

- ◆ 個人情報を一元管理する機関は存在せず、従来通り各行政機関が保有します。
- ◆ 他の行政機関との情報のやり取りは、マイナンバーを直接使わずに行います。
- ◆ システムにアクセスできる者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。

制度についてご不明な点は

- **マイナンバーコールセンター(内閣官房)**

☎0570(20)0178

午前9時30分～午後5時30分(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)
通話料がかかります。

☎0570(20)0291 (English、中文、한국어、Español、Português)

一部IP電話等でつながらない場合☎050(3816)9405

- **マイナンバー公式サイト(内閣官房)**

マイナンバー

検索